

京都市美術館条例の一部を改正する条例(平成17年3月25日京都市条例第65号)(美術館総務課)

京都市美術館の使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

区 分		使用料(1日につき)	
		改正前	改正後
本館の展示室	大 展 示 室	10,000 円	14,000 円
	第 101 号展示室及び第 102 号展示室	5,000	7,200
	第 103 号展示室及び第 104 号展示室	5,000	7,200
	第 105 号 展 示 室	2,500	3,600
	第 106 号 展 示 室	2,500	3,600
	第 107 号展示室及び第 108 号展示室	10,000	14,000
	第201号展示室から第206号展示室まで	15,000	21,000
	第 207 号 展 示 室	2,500	4,000
	第208号展示室から第213号展示室まで	15,000	21,000
別館の展示室	第 1 展 示 室	6,000	8,000
	第 2 展 示 室	7,000	9,000

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとして
います。

京都市美術館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第65号

京都市美術館条例の一部を改正する条例

京都市美術館条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

10,000 ^円	14,000 ^円
5,000	7,200
5,000	7,200
2,500	3,600
2,500	3,600
10,000	14,000
15,000	21,000
2,500	4,000
15,000	21,000

を

に,

6,000
7,000

を

8,000
9,000

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(美術館総務課)